

## 武蔵野市三計画総合策定委員会傍聴基準

### (目的)

第1条 この基準は、武蔵野市三計画総合策定委員会設置要綱(以下「要綱」という。)第8条に基づき、武蔵野市三計画総合策定委員会及び部会(以下「委員会等」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席、車椅子使用者席及び報道関係者席に分ける。

### (傍聴人の定数)

第3条 傍聴人の定数は、一般席20名以下、車椅子使用者席若干名、報道関係者席若干名とする。

### (傍聴の手続)

第4条 委員会等を傍聴しようとする者は、受付において傍聴券交付申請書に、住所、氏名を記入し、傍聴券の交付を受けて傍聴しなければならない。

2 傍聴券は、委員会等当日受付で交付する。

### (傍聴席以外の入場禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

### (傍聴席に入ることができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ラジオ、拡声器、マイク等委員会等を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者
- (4) 前各号のほか、武蔵野市三計画策定委員会委員長又は部会の長(以下「委員長等」という。)が職務執行上支障があると認められる者

### (傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席では次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てるなど議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 委員会等における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと

( 3 ) 会場内では喫煙をしないこと。

( 4 ) 前各号に定めるもののほか、委員会等の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

( 写真、映画等の撮影及び録音等の禁止 )

第 8 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。  
ただし、特に委員長等の許可を得た者は、この限りではない。

( 傍聴人の退場 )

第 9 条 傍聴人は、要綱第 8 条に基づき委員会等を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

( 係員の指示 )

第 1 0 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

( 違反に対する措置 )

第 1 1 条 傍聴人がこの基準に違反したときは、委員長等はこれを制し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この基準は、平成 1 3 年 1 1 月 2 1 日から施行する。